

地域計画

策定年月日	令和7年3月14日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	関ヶ原町 362
地域名 (地域内農業集落名)	関ヶ原東部地区 (野上1.2.3.4.5.6・大高・東町一.二)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	46.10 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	46.10 ha
② 田の面積	41.07 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.03 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3.19 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) 地域内において、遊休農地(緑区分等)に該当する面積の合計 0.47ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地区内3集落に共通し、地域を担う営農組合が高齢化し、農用地法面や農道等の草刈りの負担が問題となっている。

・本来であれば農地の法面の草刈りについては地主がやることとなっているが、草刈りをしていただけない地主がおり、営農組合で実施しており負担が大きい。(野上)

・農振農用地区域内に存在する未整備地区について、集積が困難であるため、現在の耕作者が離農すると荒廃地化する恐れがある。(野上)

・営農組合において耕作面積の大部分を占める1地区において、マンボを活用した素掘り用水路であり、水路が破損した場合に水稲ができなくなり、営農組合の耕作に大打撃となる。(野上)

・集落で保有する農地において、未整備の農地が整備された農地の倍近くあり、営農組合としても集積が難しく、今後補助等の対策を講じない場合には荒廃地化する可能性が高い。(東町)

・個人農家の後継者不足が問題であり、営農組合になるべく集積していきたいが営農組合にも限界があるため、今後の維持管理が問題となる。(大高)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

3集落を総じて集積を進めている営農組合において、オペレーターの高齢化及び後継者不足が大きな問題である。農地の法面管理等において、地主への協力を仰ぎながら、担い手である営農組合のみに作業負担が集中しないよう、協力体制を強化する。それと共に、現在、町内の各営農組合において財政面や運営体力面での懸念が点在している。については、営農組合の広域化や機械の共同利用、町農業全体として2階建て組織の発足により、各組織だけでは困難な経営規模拡大や農地集積を可能とする環境の整備に努めていく必要がある。現在、各営農組織の現状把握や今後の展望、先進地への勉強会等を進めている。また、当地区においては未整備地区の今後について課題が山積みであるため、行政と農業者で連携し、未整備地区についての今後の在り方を検討していく。その他地区全体として、スマート農業の導入など、農作業の負担軽減に向けた取り組みも並行して進めていく。東部地区の作物生産については、担い手を中心に、水稲(飼料用米含む)及び小麦・大豆の二毛作の作付けを行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
耕作者の高齢化や離農によりリタイアとなった農地について、土地所有者や離農する耕作者の意思を尊重し、受け手と出し手双方の意見が一致した中で農地中間管理事業を活用し、地域計画に基づいて受け手の集積を進めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	59.6	%	将来の目標とする集積率
			76.2 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
後継者を有する等、今後も農業活動を営む農地以外の農地を担い手へ集積し、それに伴う集約化も計画的に進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
各地区の担い手(営農組合)を中核とし、農地中間管理機構を活用した農地集積を進める。各地域で抱える未整備地区の課題を整理し、行政及びJA等と検討を進め、今後の集積・集約化へつなげていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地所有者の意向を尊重しつつ、農地中間管理機構への貸付を促し、地域全体として担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。また、集積に繋げるために、担い手の確保及び労働力の安定化を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組
県営中山間地域総合整備事業等を活用し、基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農者や経営規模の拡大を希望する耕作者に対し、行政やJA、地域の農業委員・最適化推進委員による支援を進め、地域内での農業活動の定着を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

当町においては、後継者不足や担い手の高齢化など、営農継続に向けた課題が山積している。加えて、甚大な鳥獣被害が耕作環境に深刻な影響を及ぼしており、農業者の営農意欲低下を招く喫緊の課題となっている。このため、鳥獣被害防止総合対策整備事業等を活用し、防護柵未設置地区への整備を進めるとともに、捕獲檻等を活用した個体数管理に向けた対策を積極的に実施していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	農事組合法人 T営農組合	水稻・ソバ 小麦・大豆	27.49 ha	4.44 ha	水稻・ソバ 小麦・大豆	35.12 ha	0 ha	黄色	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		27.49 ha	4.44 ha		35.12 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。